

雇用創出枠に関するQ & A

問1. 利用するためには、どこに申し込みをすれば良いでしょうか。

(答)

対象となる中小企業の方は、県内取扱金融機関の窓口にご相談の上、申し込み下さい。なお、金融上の審査の際には、事業計画書や決算書等等、借入に必要となる資料が必要となります。

問2. 要件に該当すれば、必ず借りられるのですか。

(答)

要件に該当しても必ず借りられるものではありません。
実際の借入については、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

問3. 何人雇用すれば、いくらまで借りられるのですか。
(融資限度額の1億円まで借りられるのですか。)

(答)

借入については、必要な資金額に対応する具体的な事業計画や返済計画等を前提とした要件を満たす事業者による融資申込に対し、金融機関及び信用保証協会が金融上の審査をすることとなりますので、雇用人数に応じて融資額が変わるものではありません。

問4. 事業者の負担として、利息とは別に保証料率もかかるのですか。

(答)

本制度は、県単特別保証融資制度において実施する県信用保証協会保証付きの制度であり、融資利率とは別に、別途保証料が必要となります。保証料率については、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じて、年0.45～1.90%（責任共有制度対象）の料率が適用されるほか、特別の保証料率が適用される場合があります。

問5. 保証付き融資で借入残高があるのですが、利用できますか。

(答)

対象となる中小企業の方は、通常は、一般保証の2億8千万円（うち無担保8千万円）までの利用が可能となり、特別の保証等に該当する場合は別枠で2億8千万円（うち無担保8千万円）まで利用可能です。ただし、特別の保証に係る認定を受けた場合でも金融機関及び信用保証協会の審査がありますので、上記の内容を無条件で受けられるものではありません。

問6. 正社員として雇用しないと、この制度を利用できないのですか。その場合、他に利用できる制度はありませんか。

(答)

雇用創出特別支援枠（新事業展開促進資金）を利用するためには、あくまで規定されている要件等に該当することが必要です。なお、当該要件に該当しない場合でも、県単特別保証融資制度における他の資金メニューを利用することは可能です。

問7. 「新規学卒者」の範囲はどこまでが該当となるのですか。

(答)

新規学校卒業予定者、又は学校卒業後原則1年以内の未就職者を対象とします。一旦就職したものの、離職した者（非正規は除く）は対象としません。

また、「学校」とは基本的に学生証（生徒手帳）があるところは全てというイメージであり、具体的には、中学、高校、短大、大学、大学院、各種学校となります。

問8. 既卒者は、対象となりますか。

(答)

卒業後1年を経過していない場合で、かつ未就職者は対象となります。

問9. 既卒者で卒業後、アルバイト経歴がある場合は、未就職者に該当しますか。

(答)

雇用保険の対象とならないアルバイトなどの場合は未就職者に該当します。

問10. 定年退職予定者の補充として新規学卒者を雇用する予定である場合も対象となりますか。

(答)

新規学卒者の雇用を促進するため、対象となります。

問11. 雇用の形態に条件はあるのですか。

(答)

「雇用期間の定めのない雇用契約」（いわゆる正社員）が対象となります。契約社員等、雇用期間の定めのあるケースは対象外です。

問12. 融資実行前に、既に雇用している場合は対象となりますか。

(答)

融資実行後6ヶ月以内に雇用することが条件であるため、対象外ですが、融資申込後に雇用した場合は対象となります。

問13. 融資実行前に、既に内定している場合は対象となりますか。

(答)

融資実行後6ヶ月以内に雇用することが条件であるため、対象となります。

問14. 雇用期間に制約はありますか。

(答)

「雇用期間の定めのない雇用契約」を前提とした上で、1年以上雇用していただくことが要件です。但し、自己都合退職等、事業者の責めによらない離職の場合については、速やかに後任者（新規学卒予定者以外でも可です。）を補充し、通算1年以上雇用していれば可とします。

問15. 労災保険や健康保険に加入していないのですが、制度の対象には該当しますか。

(答)

雇用者の保険の加入については、法律及び制度上加入が義務付けられている事業者は、加入することが条件となります。

したがって、県に雇用状況を報告する際には、労働保険（労災保険・雇用保険）については、保険加入を確認するために「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し（労災保険の確認）及び「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（雇用保険の確認）、健康保険における強制適用事業所（→法人事業所又は個人事業所のうち飲食業・サービス業等を除く従業員5人以上の一般の事業所）については、「健康保険証」の写しを添付することが必要となります。

（注）健康保険における強制適用事業所に該当するかどうかは、社会保険事務所にご確認ください。

（注）具体的な報告書類としては、問16をご参照下さい。

問16. 雇用の要件の履行確認はどのように（いつ、誰が、何を徴求）行われるのですか。

(答)

雇用開始時点、及び雇用を開始した日から1年経過後、雇用状況を県が事業者を確認する（事業者が県に必要書類を提出する）方法で行います。

提出書類は、

- ①常用従業員雇用状況報告書（所定の様式）
- ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ③雇用契約書（又は労働条件通知書）の写し
- ④労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ⑤賃金台帳の写し（雇用を開始して1年経過後）
- ⑥健康保険証の写し（健康保険の強制適用事業所の場合）
- ⑦新規学卒者雇用の場合は卒業証明書の写し等、新規学卒を証明する書類

とします。

なお、自己都合退職等、事業者の責めによらない離職の場合についても、後任者を補充し、通算1年以上雇用しているかを確認します。

問17. 融資実行後、融資対象となる新規学卒者（もしくは従業員2名）は1年以上雇用していても、業況の悪化で従業員全体数が減少となった場合は、要件には該当しますか。

(答)

事業計画に係る雇用の創出を要件としているため、要件に該当することになります。

問18. 経済上の理由により、事業所として雇用調整を行わざるを得ない状況に陥り、融資対象雇用の解雇を行わないまでも、休業、教育訓練、出向等させることになった場合、要件を欠くことになるのですか。

(答)

事業計画に係る雇用の創出を要件とする制度の趣旨を踏まえると、好ましい状態とは言えませんが、事業者の経営状況を勘案し、要件に該当することになります。

問19. 雇用する予定の新規学卒者等が県外在住者でもよいのですか。

(答)

県内雇用の促進を図ることを目的としているため、雇用された従業員は住所地を県内に置くことが条件となります。

但し、県内に本社を置く事業者が県外において事業活動をするケースがありますので、県外の支店や営業所等に対象従業員を配属する場合に限っては、当該被雇用者の住所地が県外となる場合でも、対象として認めることとします。

問20. 常用従業員（新規学卒者含めて）が家族従業員でもよいのですか。

(答)

個人企業の場合、有給であってもその者が事業主と生計を一つにしている親族であれば常用従業員とは認められません。法人企業の場合、雇用関係が明確であるので認められます。

問21. 融資実行後に事業者から県に提出された雇用状況の確認時に常用雇用でなかったことが判明した場合、どうなるのですか。

(答)

もし要件を満たしていなかったことが判明した場合には、県は、事業者に対して速やかに要件を充足する（規定の常用従業員を雇用する）ことを求めるとともに、求めに応じない場合は、融資条件の利率は1.5%から金融機関所定利率－0.3%へと変更されることとなります。

問22. 常用従業員として2人雇用し、保険も加入しているが、雇用の状況報告は必ずしなければなりませんか。

(答)

県は、融資を受けた事業者が雇用の要件を満たしているかどうかを、雇用開始時、及び雇用を開始して1年経過後、事業者からの雇用状況の報告により確認することとしております。もし、この報告書類の提出を拒否した場合には、雇用の要件を欠くものとみなします。また、速やかに報告をしない場合で報告の提出の要請等に応じない場合も、同様に要件を欠くものと判断する場合がありますので、ご注意下さい。なお、雇用の要件を欠くこととなった場合には、融資条件の利率は変更されることとなります。

問23. 常用従業員として2人（2人とも新規学卒者）を雇用したものの、うち1人が退職した場合、要件を欠くこととなりますか。

(答)

新規学卒者の雇用であれば1人以上が要件であるので、このケースでは要件を欠くこととはなりません。なお、常用従業員として雇用した2人がいずれも新規学卒者等でない場合で1人が離職した場合は、要件を欠くことになるので、速やかに県に対して報告（雇用要件欠格報告書を提出）することとともに、速やかに後任者（新規学卒予定者以外でも可。）を補充し、通算1年以上雇用することが必要です。

問24. 雇用の要件を欠くに至り、融資利率が条件変更となった場合でも、時期が経って、再び雇用の要件を満たされた場合には、再度利率1.5%に変更となるのですか。

(答)

融資利率が1.5%から条件変更となり、金融機関所定利率-0.3%となった後、仮に再度要件を満たす状況になった場合においても、1.5%には戻ることはありません。

問25. 雇用創出枠の取扱終了日はいつになるのですか。

(答)

今回の対応は、平成23年3月末までの取扱であり、平成23年3月31日までに融資実行されることが条件となりますので、金融機関等の審査に必要な期間などを勘案した上で、早めに申込をすることが肝要です。

問26. 本制度について、Q & A以外のことで聞きたいのですが、どこに問い合わせればよいですか。

(答)

制度の内容については、県商工政策課商工金融グループ（Tel 017-734-9368）までご照会下さい。